

# 名古屋市農業委員会 令和8年第1回総会 議事録

1 開催日時 令和8年1月26日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後2時58分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室

3 農業委員出欠

定数	16人	在任数	16人
定足数	8人	出席数	14人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長级以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者(証人、参考人、職員等)

事務局職員(課長補佐級以下)6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第1号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第2号議案 農地法第3条の規定による地上権設定許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

第4号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第5号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第7号議案 地域農業経営基盤強化促進計画変更に関する意見聴取について

第8号議案 農業振興地域整備計画の基礎調査に基づく見直しについて

第9号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(5) その他

(6) 閉会

## 令和8年第1回総会 委員出欠状況

出席農業委員（14名）

		2番	成田秋義 委員
3番	山口幸江 委員	4番	近藤正俊 委員
5番	福島茂俊 委員	6番	木村幸廣 委員
7番	川本美幸 委員	8番	箕浦基伸 委員
9番	布目巳佐子 委員	10番	二村新一 委員
11番	横井昭男 委員		
13番	清水久一 委員	14番	安井勝春 委員
15番	安井秀樹 委員	16番	横井庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12名）

17番	久野隆博 委員	18番	山口儀明 委員
19番	若松邦義 委員	20番	石田正彦 委員
21番	松原道直 委員	22番	加藤新一 委員
23番	安井正敏 委員	24番	横井慎一 委員
25番	木村正男 委員	26番	神野貞雄 委員
27番	竹川孝司 委員	28番	坂野嘉紀 委員

令和 8 年第 1 回総会（令和 8 年 1 月 26 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中、またお寒い中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまより令和 8 年第 1 回総会をはじめさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和 8 年第 1 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、お寒い中、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。もう 1 月も終わりですけれども、新しい年を迎えました。また今年 1 年よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 9 号議案「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」までの 9 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 14 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席でございます。</p>

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、山口幸江委員及び横井昭男委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

本議案には、松原道直委員ご本人に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条及び名古屋市農業委員会総会会議規則第 12 条に規定する「議事参与の制限」のため松原道直委員におかれましては本案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいたします。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-2 について、7 番、川本委員、お願いいたします。

川本委員

受付番号 2-2 について、1 月 9 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

本件は妹から兄へ、親族間で農地の所有権を移転するため、申請されたものです。

申請農地はいずれも、譲受人の農地と近接して一体利用されている畑で、ダイコン、ブロッコリーなどが作付けされ良好に管理されており、譲受人が引続き適正に管理していくと申され

ております。

許可することにつきまして何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-7 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-7 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、1 月 7 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が、経営規模縮小のため、新規就農を希望する 3 名の共有農地として、所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区藤高四丁目の 1 筆は田で、稲刈り後の状態で良好に管理されていました。

なお、譲受人の 3 名と面談を行いました。農地取得後は、近隣の営農者と調整を取り、用水路等の管理にも積極的に参加するなど、地域と一体となって営農することを確認しましたが、ただ少し疑問に思うのは、議案にある農地として田んぼが 302 平米なんですね。1 人が 102 平米、1 人が 100 平米、100 平米。で、3 人で共有するということなんで、意図はちょっとわかりませんが、書類的にきちっと出とるもんで許可することは問題ないと思うんですけど、それで今回の議案に出てきたわけです。それだけちょっと頭に入れて欲しいです。権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-8 について、14 番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝）  
委員

受付番号 4-8 につきまして、木村推進委員及び事務局職員と  
で、1月8日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が、譲受人へ、このお二人ご兄弟なんですけ  
どね、農地を所有権移転するために、許可申請されたものです。

申請地の港区新茶屋二丁目はじめ2筆は田で、稲刈り後の状  
態で良好に管理されていました。

なお、譲受人が、現在所有する農地について、営農状況を確認  
したところ、適正に肥培管理されていました。

もともとこのお二人は若いころから譲渡人の田んぼを、譲受  
人が手伝って一緒にやってみえたということで、今回譲渡とい  
うふうに出てきましたので、管理上は全く問題なくやっていた  
だけのものと思っております。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いま  
すので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-9 について、13  
番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-9 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員と  
で、1月7日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が、甥に、親族間で農地を所有権移転するた  
めに、許可申請されたものです。

申請地の港区七島一丁目の1筆は畑で、ミズナ、タマネギ、  
ダイコンなどが栽培されており、良好に管理されていました。  
また、港区西茶屋三丁目の1筆は田で、稲刈り後の状態で良好  
に管理されていました。

なお、譲受人は、新規就農の面談により、農業経験豊富な方と協力して耕作していくことを確認しました。

今後は、協力者から栽培技術を習得し、権利取得後の農地について、適正に利用する意欲ある者と認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）      ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 1 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員                      異議なし。

議長（会長）      ご異議なしと認め、第 1 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 2 号議案、農地法第 3 条の規定による地上権設定許可申請及び第 3 号議案、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。こちらは関連のある案件のため、一括審議します。

本議案は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地の一時転用を目的としたものです。

本件では、太陽光パネルの設置者と営農者が異なっております。

この場合、農地の上空部分に太陽光パネルを設置するための地上権の設定、下部の農地にパネルの支柱についての一時転用許可が必要となり、パネルの地上権設定が、第 2 号議案の農地

法第 3 条に基づく許可、支柱の一時転用許可が農地法第 5 条に基づく許可となります。

これらを併せて行うことが必要なため、一括審議とします。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。第 2 号議案及び第 3 号議案について、23 番、安井委員、お願いいたします。

安井（正）  
委員

第 2 号議案の受付番号 3-4、及び第 3 号議案の受付番号 3-4 につきましては、1 月 6 日に横井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

本件は、申請地に、営農型太陽光発電設備を設置するとして、農地上部に対する農地法 3 条の地上権設定許可申請、及び支柱部分に対する農地法 5 条の一時転用許可申請が出されたものです。

本件は、令和 5 年 2 月総会で、既に許可されている案件になり、今回の申請は、さらなる 3 年間の更新申請となります。

申請地である中川区江松西町の 1 筆の畑は、小麦が作付けされています。周囲の状況は、東西が農地、南側は水路、北側は道路となっており、周辺農地への被害防除には引き続き配慮することです。また、富田町土地改良区、宮田用水土地改良区の承諾書があることや、許可期間終了後の農地復元誓約書の提出、撤去費用の確保についても問題はないと思われま

す。発電設備の下部における耕作の状況については、毎年 3 月の総会で報告しております。直近の昨年度 3 月の報告では、小麦の収穫量については、地域の平均反収の 8 割を超えておりました。引き続き地域の平均反収を超えることができるように努めるとのことです。

以上のことから、今回の申請については、許可することにつ

き差し支えないと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）      ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。

                    特にないようです。それでは、第2号議案及び第3号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員                異議なし。

議長（会長）      ご異議なしと認め、第2号議案及び第3号議案の案件は許可することといたします。

                    次に、第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

                    それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号1-7について、5番、福島委員、お願いいたします。

福島委員            受付番号1-7の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、1月8日に、現地調査した結果を報告します。

                    受付番号1-7願い出の農地について、大針二丁目の3筆は一体でウメ、カキ、ビワが栽培され、勢子坊三丁目の1筆はウメ、カキ、タマネギ、ダイコン、キャベツ等が栽培されておりました。

                    いずれもお亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

                    以上、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 1-8 について、2 番、成田委員、お願いいたします。</p>
成田委員	<p>受付番号 1-8 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、1 月 6 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 1-8 の願い出の農地には、ハクサイ、ブロッコリー、キャベツ、ダイコンなどが栽培されていました。</p> <p>お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。</p> <p>以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-6 について、7 番、川本委員、お願いいたします。</p>
川本委員	<p>受付番号 2-6 の農地について、1 月 9 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地は畑で、ミカン、カキなどが作付けされていました。</p> <p>申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。</p> <p>何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-7 について、20 番、石田委員、お願いいたします。</p>

石田委員	<p>受付番号 2-7 の農地について、1 月 7 日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地は田と畑で、田は水稻収穫済み、畑はミカンが作付けされていました。</p> <p>主たる従事者がお亡くなりになるまでは、農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。</p> <p>何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 4 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第 4 号議案の案件は証明することといたします。</p> <p>次に、第 5 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-43 から 1-45 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。</p>
近藤委員	<p>受付番号 1-43 から 1-45 の 3 件の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、1 月 8 日に、現地調査した結果を報告します。</p>

はじめに受付番号 1-43 の願い出の農地について、元八事三丁目の 1 筆の農地は、ハクサイ、ダイコンが栽培されていました。

元八事四丁目の 3 筆の農地は一体で利用されており、ニンジン、ネギ、ミカン、カキなどが栽培されていました。

いずれも肥培管理は良好で、願出者自らが農業経営を行っていることを確認しております。

なお、補足としまして願出者の住所は京都府京田辺市ですが、これは夫の勤務地が大阪市である一方、願出者が名古屋へ帰る際の利便性を考慮して高速インターが近くにある京田辺市を選んだもので、現在も「納税猶予適格者」の申し出をした際のおり月に数度は名古屋へ帰り、元八事三丁目に住む母に農作業の指導をする一方自らも耕作をしており、農地管理は引き続き出来ております。

次に受付番号 1-44 の願い出の農地について、タマネギ、ダイコン、レモン、イチジクなどが栽培されており、肥培管理は良好でした。

最後に受付番号 1-45 の願い出の農地について、菅田二丁目の 1 筆の農地は、イチジクが栽培されていました。

海老山町の 2 筆の農地は一体で利用されており、イチジク、ブントが栽培されていました。また収穫後でしたがサトイモも栽培されていました。

保呂町の 1 筆の農地は収穫後でしたが、サトイモ、ショウガが栽培されていました。

笹原町の1筆の農地は、イチジク、ブントンが栽培されていました。いずれも肥培管理は良好でした。

以上3件、いずれも願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）      ありがとうございます。次に、受付番号3-16について、11番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭）委員      受付番号3-16の農地につきましては、1月6日に安井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号3-16の中川区水里一丁目の1筆、水里三丁目の1筆、水里四丁目の1筆、戸田ゆたか二丁目の1筆、以上4筆の田は、それぞれ水稲収穫後で耕作準備中でした。

また、水里四丁目の1筆の畑は、タマネギ、キャベツが作付けされており、いずれも良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）      ありがとうございます。次に、受付番号3-17について、22番、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員      受付番号3-17の農地につきましては、1月7日に布目委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号3-17の中川区荒子町塔堂屋敷の1筆の一部には、

ブロッコリー、シュンギク、ミカンが、中川区荒子二丁目の2筆の一部には、ダイコン、タマネギ、イチジクがそれぞれ作付けされており、いずれも良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）      ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第5号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員                異議なし。

議長（会長）      ご異議なしと認め、第5号議案の案件は証明することといたします。

次に、第6号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号1-8について、5番、福島委員、お願いいたします。

福島委員           6号議案につきまして、近藤正俊委員と事務局職員で、1月8日に、農地の現地調査を行いましたので報告させていただきます。

受付番号1-8 願い出の土地は、昨年被相続人が亡くなられ、妻が相続し、引き続き農業経営を続けられるとの申し出がありました。

申請地について、ミカン、タマネギ、ニンジン、ダイコンな

どが栽培されていました。

また、これまでも農作業に従事されていることを確認し、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。

以上のことから、今回の申請について、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思います。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）      ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 6 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員                異議なし。

議長（会長）      ご異議なしと認め、第 6 号議案の案件は証明いたします。

次に、第7号議案「地域農業経営基盤強化促進計画変更に関する意見聴取」及び第8号議案「農業振興地域整備計画の基礎調査に基づく見直し」について審議を行います。こちらは関連のある案件のため、一括審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

課長補佐          それでは、第 7 及び 8 号議案について事務局よりご説明します。

10 ページをお開きください。まず、第 7 号議案「地域農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画変更に関する意見聴取について」ご説明します。

本議案は、名古屋市が農業振興地域整備計画を見直すにあたり、地域計画を変更する必要性が生じ、名古屋市長から意見聴取があったものです。なお、本意見聴取は、地域計画変更に係る協議の場の開催を兼ねるものでございます。

11 ページをご覧ください。

「1 地域名」につきまして、地域計画を変更する地域は、富永、藤高、小川の3地域でございます。

「2 変更箇所」につきまして、表に記載のある地域計画に定める目標地図にある農地 17 筆、6,952 平米につきまして、地域計画の区域から除外するものです。具体的な箇所につきましては、配付資料①にそれぞれの地域ごとに図示しておりますので、ご覧ください。

議案集にお戻りいただき、12 ページをお開きください。

「3 変更する理由」でございます。名古屋市が農業振興地域整備計画による基礎調査を行った結果、先ほどご説明した農地については、農用地区域の除外要件のうち、集落介在に該当することとなったものです。なお、集落介在の基準につきましては、米印に記載があります。

また、農用地区域からの除外に当たっては、あらかじめ地域計画を変更しておく必要があることから、該当する土地について、地域計画の区域から除外する変更を行うものでございます。

今回の農地については、いずれも過去 20 年間基盤整備事業が行われておらず、周辺農用地等と一体的な効率的利用が困難な小規模な飛び農用地であり、除外を行っても地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと考えられます。

続きまして、16 ページをお開きください。第 8 号議案「農業振興地域整備計画の基礎調査に基づく見直しについて」でございます。

本議案は、名古屋市が農業振興地域整備計画について基礎調査を行い、当該計画を変更するにあたり、農業委員会に、農用地区域の区分などを定める農用地利用計画の変更についての意見聴取があったものです。

補足資料に沿ってご説明しますので、右上に「配付資料②」と書いてある資料をご覧ください。

「1 「農業振興地域整備計画」の基礎調査に基づく変更」について、農業振興地域整備計画については、おおむね 5 年ごとに、農地面積や農業人口といったデータの現況及び将来の見直しに関する基礎調査を行った後に、整備計画を変更して農用地区域の編入又は除外を行うこととされています。

「2 通常の農振除外議案との違い」について、先月の議案でありました分家住宅建築のような通常の農振除外議案は個別の申出に基づいて変更を行うのに対し、本議案は市の調査をもとに変更を行うものとなり、除外の基準もいわゆる分家住宅建築のような 6 要件とは異なります。

「3 意見聴取」について、市が整備計画を変更するにあたって農業委員会などの意見を聴く、この形は通常の農振除外議案と同様となります。先ほども申し上げた通り、今回の議案は名古屋市農業委員会に意見聴取があり、名古屋市の計画案について意見の有無を回答するものです。

続きまして、「4 整備計画の主な変更点（案）」でございます。

「(1) 農用地利用計画」

「ア 編入」について、今回、新たに農用区域に編入する箇所はございません。

次に、「イ 除外」について、でございます。

農用区域から除外しようとする箇所は先ほどの地域計画の変更でも説明をいたしました表に掲げる 3 か所でございます。

「配付資料②」の裏面をご覧ください。

今回の除外理由については、整備計画に定める農用地からの除外基準のうち、「集落介在」に該当するものです。

集落介在とは

- ・20年以内に、農業生産基盤整備事業が実施されていないこと。
- ・住宅や道路といった非農用区域に4方向接続していること。
- ・地域の平均的整備規模以下の小規模でおおむね30アール以下の飛び農用地等であること。
- ・周辺の農用地等と一体的な効率的利用が困難であること。
- ・地域計画の区域内の土地でないこと。

これらの要件すべてを満たし今後も農用地等として保全管理することが困難と認められる土地が対象となります。

A3のサイズで地図の記載がある「配付資料③」をご覧ください。

本資料は、除外をする箇所を図示した資料です。先ほど説明した集落介在の基準への適合性を説明させていただきます。

①番 中川区水里三丁目はじめ 3 筆については、合計面積

1,481 平米の農地ですが、当該農地では、過去 20 年間、農業生産基盤整備事業は実施されていません。

北側、南側、東側は道路及び宅地、西側は宅地となっており、4 方向以上を非農業的な用途の土地と接しています。

地域の平均的規模以下の小規模の飛び農用地となっており、周辺の農用地等と一体的な効率的利用が困難です。

②番 港区藤高一丁目はじめ 9 筆については、合計面積 2,512 平米の農地ですが、当該農地では、過去 20 年間、農業生産基盤整備事業は実施されていません。

北側、南側は道路及び宅地、東側、西側は宅地となっており、4 方向を非農業的な用途の土地と接しています。

地域の平均的規模以下の小規模の飛び農用地となっており、周辺の農用地等と一体的な効率的利用が困難です。

③番 港区小川一丁目はじめ 5 筆については、合計面積 2,959 平米の農地ですが、当該土地では、過去 20 年間、農業生産基盤整備事業は実施されていません。

北側、南側、東側は道路及び宅地、西側は宅地となっており、4 方向以上を非農業的な用途の土地と接しています。

地域の平均的規模以下の小規模の飛び農用地となっており、周辺の農用地等と一体的な効率的利用が困難です。

以上により、集落介在を理由として、農用地区域から除外するものです。

配付資料②裏面にお戻りください。「ウ その他変更」について、令和 6 年度に地域の協議を経て策定した地域計画の内容を反映する他、データの時点修正等を行っております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまの説明で、何かご意見はございますか。

横井（昭）  
委員

11 ページの表を見ていただきたいと思うんですが、地域名が富永、藤高、小川になっております。そして、16 ページのほうの表を見ていただくと、①が水里、②が小川、③が藤高になっております。そして、地図のほうを見ますとですね、逆転しとるんですね。小川と藤高が。地図は①のほうが中川区の水里、②が小川、③が藤高で、これでいいんですけど、表のあれが順番がちょっと違いますよね。一緒にしていただくと。それだけです。

課長補佐

申し訳ございません。地域計画の順番と農業振興地域整備計画の順番が異なっており、議案の表記としては、同じ順番にすべきかと思えます。失礼いたしました。

議長（会長）

その他、ございますか。

他にないようです。

それではここで、まず第 7 号議案の議決の案を読み上げます。10 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、名古屋市が地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するにあたり、名古屋市長から「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に関する意見の聴取について（依頼）」により意見聴取があったことについては、変更に係る土地を地域計画の区域から除外して差し支えない。

理由としましては、当該地域計画変更は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、です。

それでは、第 7 号議案については案のとおり、また第 8 号議案については、名古屋市が作成した変更案のとおりで差支えな

い旨回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第7号議案については案のとおり、また第8号議案については、名古屋市が作成した変更案のとおりで差支えない旨名古屋市長あて回答いたします。

次に、第9号議案、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について審議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

課長補佐

それでは、事務局より第9号議案について説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の配付資料④をご覧ください。

こちらは、愛知県農業会議所、全国農業会議所からの依頼文でございます。

裏面の、全国農業会議所からの「農業委員会の法令遵守の実施および今後の対応について」という依頼文をご覧ください。

依頼文の冒頭に記載があるように、今年度、他県において農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生しました。

全国農業会議所でも各種取組を行っておりますが、市町村の各農業委員会においても、「農業委員会の法令遵守、綱紀保持の取り組みの徹底」が求められております。

その取り組みの具体策として、記書き「1」にございますように、農業委員会の総会等において、法令遵守や綱紀保持の申し合わせ決議等が求められており、名古屋市農業委員会としても、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めるために決議をするものでございます。

議案資料 17 ページをご覧ください。別綴じで 1 枚紙のものでございます。

決議の内容でございますが、全国農業会議所が求める内容をもとに作成をしております。1 つ目として、法令に則り適正に農地制度を運用すること、特に総会での議事参与の制限及び総会議事録の公表を適切に実施し、議事の公正さを確保することとしております。

2 つ目として、法令遵守を徹底するための研修等を実施することとしております。事務局からの説明は以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご意見はございますか。

特にはないようです。それでは、第 9 号議案の決議案を読み上げさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を

持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 8 年 1 月 26 日名古屋市農業委員会

以上のとおり、決議してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 9 号議案のとおり決議することといたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告に移ります。

報告 (1) 「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和 7 年 12 月 2 日から令和 8 年 1 月 5 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 11 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 26 件

続いて、12 ページから 20 ページにかけて、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 25 件

続いて、21 ページから 46 ページにかけて、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 74 件

続いて、47 ページですが、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 3 件

続いて、48 ページから 49 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 4 件

続いて、50 ページから 51 ページですが、転用届出に係る訂正願が 5 件

続いて、52 ページですが、現況証明願が 1 件

続いて、53 ページから 54 ページですが、土地改良事業参加資格交替申出の承認が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。報告については以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

事務局より 3 点連絡事項がございます。

まず 1 点目ですが、一部の委員の方に個別で出席依頼をさせていただいております、名古屋市農業団体連絡協議会主催の農

業者研修集会在今週末1月30日(金)に開催されます。開催場所は熱田神宮文化殿でございます。開始時間は、2時からでございますので、ご出席予定の方はよろしくお願ひします。

次に2点目でございます。

すでに案内文を送付しておりますが、2月10日(火)に「令和7年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修」の開催を予定しております。時間は午後2時から、場所はこちらの12A会議室でございます。ご出席いただきますようお願いいたします。

なお、欠席される場合は恐れ入りますが各地区農政課までご連絡いただきますようお願いいたします。

最後に3点目ですが、拡大運営委員会において、来年度提出する意見書の素案を作成しております。委員の皆さまには、2月総会の資料に同封して、追加や修正等の意見がある方のみ提出していただく予定をしております。意見がある方については、3月の現地調査までに地区農政課へご提出いただくようお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上です。

議長(会長)

ただいまの連絡事項で、何かご質問等はございますか。

坂野委員

連絡事項じゃないことについてお話してもいいですか。

9号議案の「記」の下の「2」のところですけども、「高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。」というのは、来年度このような研修を行うということでしょうか。委員のために法令遵守の研修が行われるということでしょうか。

課長補佐

来年度、改選も予定しております。その際に研修についてはご案内いたします。

坂野委員

研修をして、そのさっきの例にあったような農地にごみ捨て

るといような論外なことは言いたいんじゃないんで、例えばこの高い倫理観や良識を持って活動してくださいということだと思んですけども、それに反するような人がいた場合、どういった対応になりますか。

というのは、地区協議会などの場で、不規則発言で議事が進まないとか、中座するとか、説明者に食ってかかるとは言いませんが、そういうことが起きたのを目にしてきましたので、そういうようなことが起きた場合、何かそういう委員に対して罰則のようなものが考えられたりするようになるんでしょうか。

課長補佐

そういった委員としての、例えば資質に欠くような行為をされる場合ですと、あくまで今の段階ですね、想定ということでお話させていただきますと、農業委員会としてその委員に正式に口頭で注意をする、または文書で注意をするといったことが考えられます。その後、改善がなされない場合、次のどういった対応を取るかというのを順を追って対応をする。農業委員や最適化推進委員は、一定のプロセスに従い、任命されているため、順を追ってそういった不適切な活動をする委員については対応していくことになると思います。

坂野委員

わかりました。ありがとうございます。

議長（会長）

他にご意見ございませんか。

松原委員

総会議案のほうですけども、先ほど個人情報保護のことも出とってそれと関係しますけども、7 ページですね、7 ページ 8 ページ。全体的にも該当する場所もあるけども、私は特に7 ページ 8 ページでちょっと考えたことがあるんですけども、今年の9月ぐらいには次の農業委員・推進委員が確定されていきますけども、初めてやって右も左もわかりませんでしたけども、例えば1-43 見ますと相続開始が令和4年ですからこの願出者は4年で少ないですけども、その次の1-44は相続してから22年経つんです。それから3-16は34年。ちょっと数字の1、2年の違いはあるかもしれませんが、3-17は28年です。

これは自分の受け持ち地域ではないですから直接的には関係ないんですけども、仮に担当された方が、この方と話したりする時に、34年もするとワンジェネレーションも30年ですから、次のことを考えていかないかんですけども、相談しに来た方はまずこちらは頭で大体、年の容姿からいってこれぐらいだなあ、次の経営者は息子さんが60ないか、定年退職かなとかわかりますから、早急にこういうことを特に年数が過ぎてる方のことを考えていかなかんわけですわ。そうすると相談した時にわかりませんか、という相談にも乗れないし、こちらから年齢を聞くわけにもいけないもんですから、要件は要はここで個人情報保護法も関係あるけども、個人の住所と名前が書いてあれば特定されますけども、プラス年齢ですね、生年月日を議案に記載することは可能かどうかです。そうであれば受け持ちが「ああ私の担当でもう30数年前に納税猶予受けとるからそろそろ次の事どういう風に考えてらっしゃるか」ということをアドバイスですかね、役に立つのではないかなと思ひまして、年齢の記載が可能かどうかをお伺いしております。それが無理であれば個人的にいくつですかとおたずねし、役所から教えていただくことは可能かどうかをお伺いしたいと思ひます。以上です。

課長補佐

事務局です。基本的には市役所のどの書類もそうですが、できる限り個人情報については記載しないことが望ましいです。

例えば総会において、引き続き農業経営の旨の議案審議でございましてけれども、年齢が審議に重要であれば記載する必要はありますが、個別の面談等で今後の例えば、ある方の経営だとかする場合はと、おそらく担当の委員の方がいらっしゃると思うので、その方が対応されると思ひます。その場合につきましては例えば、そういった農地の最適化活動に必要なことでございましたら、事務局等に農地台帳とか、もちろん事務局は持っておりますので、お問い合わせいただければと思ひしております。

この議案につきましては、年齢が議案審議に必要なのかなと

	<p>というのがございますので、そこは個別の議案の現地調査等までで解決しておくべきかと思っております。議案に年齢を記載することは現状検討はしていない状況でございます。</p>
松原委員	<p>ということは、各区の事務局担当者に年齢を聞けば、教えていただくことは可能なわけですか。</p>
課長補佐	<p>そうですね、あくまでも理由が伴えばということが前提かと思えます。無秩序に個人情報につきまして教えてくださと言われても、市役所としてはお教えすることはできませんが、例えば次世代の農業経営のことなど、次の相続税の納税猶予のために必要だと、そういう理由をもっておっしゃっていただければお教えすることは可能かと思えます。</p>
議長（会長）	<p>いかがでしょう。</p>
松原委員	<p>はい。</p>
議長（会長）	<p>では、もう他にご質問ございませんか。</p> <p>他にないようです。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和8年第1回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p>

閉会（午後2時58分）